資料③

細則

- 1. 入会について
- ① 入会申請は入会フォームまたは事務局へのメールにて行う。
- ② 入会申請にはメールアドレスを必須とする(基本紙媒体での事務案内は行わない)
- ③ 入会申請後、会費納入の確認をもって入会とする。
- ④ 入会申請の資格に疑義のある場合は役員会で審議する
- ⑤ 会員資格は、入会後から発生とする。(遡っての情報共有はおこなわない)

2. 会費・会員資格について

- ① 会費は年度(4月1日~3月31日を1年度とする)の会費とする。入会初年度の会費は入会時期に関わらず定められた金額を納める。
- ② 次年度より、当該年度の学会誌送付に時期を合わせて会費納入の案内をする。
- ③ 当該年度会費未納者へは3月15日までに納入する旨の督促を2月におこなう。
- ④ 督促の際には、納入がなければ会員資格を停止する旨の注意をおこなう。
- ⑤ 3月末までに納入がなければ、会員の資格を停止する。
- ⑥ 会員資格を停止した場合は、会誌送付、案内などを行わない。
- (7) 学会誌送付前に退会届があれば、未納の年度会費は免除する。
- ⑧ 退会届が4月以降の場合は昨年度会費を納入の上退会を認める。
- ⑨ 会員資格が停止しても、未納分の会費を納入した場合、会員資格を復活させる。ただし、 停止期間中の学会誌は送付しない。

3. 退会について

- ① 退会申請は事務局へメールまたは郵送書面にて申し出る。
- ② 当該年の学会誌送付前までに退会申請があれば、未納の会費は免除して退会とする。会費納入後の年度途中退会の場合、既納の会費の返還はしない。
- ③ 退会届が4月以降の場合は昨年度会費を納入の上退会を認める。
- ④ 退会には役員会の承認は要しない。

4. 会員情報の更新

① 登録情報に変更があった場合、会員が事務局に届け出る。(住所、メールアドレス変更による会誌や案内が届かないことに対して事務局は一切責任を負わない)

20224月1日制定 2023年7月1日追記